

県立自然公園条例施行規則及び岩手県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第3号

県立自然公園条例施行規則及び岩手県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

(県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 県立自然公園条例施行規則(昭和34年岩手県規則第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市町村の行う公園事業)</p> <p>第3条 第2条から前条までの規定(第2条の9第1項第1号及び第3号並びに第2項の規定を除く。)は、条例第7条第2項に基づいて市町村が行う公園事業について準用する。この場合において、第2条中「第7条第3項の認可」とあるのは「第7条第2項の同意」と、第2条の2中「第7条第4項の申請書」とあるのは「第7条の8において読み替えて準用する条例第7条第4項の申請書」と、「公園事業執行認可申請書」とあるのは「公園事業執行同意申請書」と、第2条の4中「運輸施設に関する公園事業にあつては、第5号、第6号及び第12号に掲げる書類」とあるのは「市町村が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、第6号から第12号までに掲げる書類」と、第2条の5中「第7条第7項の申請書」とあるのは「第7条の8において読み替えて準用する条例第7条第7項の申請書」と、「公園施設変更等認可申請書」とあるのは「公園施設変更等同意申請書」と、第2条の8中「第7条の2の規定による承認を受けようとする者」とあるのは「第7条の8において読み替えて準用する条例第7条の2の規定により届出をしようとする者」と、「公園事業休止(廃止)承認申請書」とあるのは「公園事業休止(廃止)届出書」と、第2条の9第1項中「第7条の3第1項の規定による承認」とあるのは「第7条の8において読み替えて準用する条例第7条の3第1項の規定による同意」と、「法人の合併(分割)による公園事業地位承継承認申請書」とあるのは「公園事業地位承継同意申請書」と、第2条の10中「第7条の6第2項の規定による」とあるのは「第7条の8において読み替えて準用する条例第7条の6第2項の規定による」と、「公園事業執行認可失効届」とあるのは「公園事業執行同意失効届」と読み替えるものとする。</p>	<p>(市町村の行う公園事業)</p> <p>第3条 第2条から前条までの規定(第2条の9第1項第1号及び第3号並びに第2項の規定を除く。)は、条例第7条第2項の規定に基づいて市町村が行う公園事業について準用する。この場合において、第2条中「第7条第3項の認可」とあるのは「第7条第2項の協議」と、第2条の2中「第7条第4項の申請書」とあるのは「第7条の8において読み替えて準用する条例第7条第4項の協議書」と、「公園事業執行認可申請書」とあるのは「公園事業執行協議書」と、第2条の4中「運輸施設に関する公園事業にあつては、第5号、第6号及び第12号に掲げる書類」とあるのは「市町村が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、第6号から第12号までに掲げる書類」と、第2条の5中「第7条第7項の申請書」とあるのは「第7条の8において読み替えて準用する条例第7条第7項の協議書」と、「公園施設変更等認可申請書」とあるのは「公園施設変更等協議書」と、第2条の8中「第7条の2の規定による承認を受けようとする者」とあるのは「第7条の8において読み替えて準用する条例第7条の2の規定により届出をしようとする者」と、「公園事業休止(廃止)承認申請書」とあるのは「公園事業休止(廃止)届出書」と、第2条の9第1項中「第7条の3第1項の規定による承認」とあるのは「第7条の8において読み替えて準用する条例第7条の3第1項の規定による協議」と、「法人の合併(分割)による公園事業地位承継承認申請書」とあるのは「公園事業地位承継協議書」と読み替えるものとする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第2条 岩手県自然環境保全条例施行規則(昭和49年岩手県規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第16条 条例第15条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア)～(ム) [略]</p> <p>(メ) 条例第15条第4項の規定による許可を受けた行為(条例第19条第1項後段の規定による<u>同意</u>に係る行為を含む。)を行うための工作物</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>(2)～(14) [略]</p> <p>(協議、許可の申請又は届出の添付図書の省略等)</p> <p>第38条 条例第14条第2項若しくは第22条第2項の規定による<u>同意を得た</u>行為、条例第15条第4項若しくは第16条第3項第7号の規定による許可を受けた行為又は条例第17条第1項、第23条第1項若しくは第25条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る協議の申出若しくは許可の申請又は届出にあっては、第14条第2項(第31条において準用する場合を含む。)、第18条第2項(第24条第2項及び第32条第2項において準用する場合を含む。)、第23条第2項又は第34条第3項の規定により協議書、申請書又は届出書に添付しなければならない書類及び図面(以下この条において「添付図書」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第16条 条例第15条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア)～(ム) [略]</p> <p>(メ) 条例第15条第4項の規定による許可を受けた行為(条例第19条第1項後段の規定による<u>協議</u>に係る行為を含む。)を行うための工作物</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>(2)～(14) [略]</p> <p>(協議、許可の申請又は届出の添付図書の省略等)</p> <p>第38条 条例第14条第2項若しくは第22条第2項の規定による<u>協議した</u>行為、条例第15条第4項若しくは第16条第3項第7号の規定による許可を受けた行為又は条例第17条第1項、第23条第1項若しくは第25条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る協議の申出若しくは許可の申請又は届出にあっては、第14条第2項(第31条において準用する場合を含む。)、第18条第2項(第24条第2項及び第32条第2項において準用する場合を含む。)、第23条第2項又は第34条第3項の規定により協議書、申請書又は届出書に添付しなければならない書類及び図面(以下この条において「添付図書」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。